

土木・道路・河川

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
宅地・建物の取引	宅地・建物の取引業	宅地・建物の取引を業として行うための、国土交通大臣または知事の免許に関すること	県 建築住宅課 電話：0776-20-0505
	宅地・建物の購入	購入の際の注意点や相談 ・販売業者が宅地・建物取引の免許を受けているかの確認 ・建物建築の際の法的制限の確認	
	地価公示・地価調査	・一般の土地取引価格の指標の提供 国は1月1日現在の公示価格を3月下旬に公表 ・県は7月1日現在の標準価格を9月下旬に公表	県 土木管理課 電話：0776-20-0469
	不動産鑑定業	不動産の鑑定評価を業として行うための、国土交通大臣または知事への登録	
	不動産鑑定評価	不動産の鑑定評価を依頼するときの県内不動産鑑定業者の登録確認など	
土地取引	土地取引の届出	次の区域での土地の取得者は、契約締結後2週間以内に、その土地の所在する市町長を経由して届出が必要 ・市街化区域内(2,000 m ² 以上) ・市街化区域を除く都市計画区域内(5,000 m ² 以上) ・その他の地域(10,000 m ² 以上) 福井市・小浜市・勝山市における土地取得については、各市が審査	県 土木管理課 電話：0776-20-0469 県 嶺南振興局 若狭地区 電話：0770-56-2212 二州地区 電話：0770-22-0162 福井市 都市計画課 電話：0776-20-5450 小浜市 人口増未来創造課 電話：0770-53-1111 勝山市 都市政策課 電話：0779-88-8108

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
土地取引	都市計画区域内の「土地取引の届出」	都市計画で定められた道路、公園などの予定区域内で土地の売買などを行う場合、市町長への届出が必要	各市町役場 土木担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 土木管理課 電話：0776-20-0468
	都市計画区域内の「土地の買取申出」	都市計画区域内の土地の所有者が、土地を県や市町等に売り渡す場合に必要手続き	各市町役場 土木担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 土木管理課 電話：0776-20-0469
公有財産	国有財産(里道・水路等)の売払・貸付	「市町役場」 現に機能を有する里道・水路等の管理、売払いなど 「国(財務省)」 機能を喪失している旧里道・旧水路等の管理、売払いなど	各市町役場 土木担当課 ・ 市町 HP へのリンク 北陸財務局福井財務事務所 電話：0776-25-8230
	県有地の売払	・県有地の売払い情報 (財産活用推進課のホームページに掲載) ・廃道敷、廃川敷の売払い情報 (各県土木事務所に問合せ)	県 財産活用推進課 電話：0776-20-0251 各 県土木事務所
開発	大規模な開発を伴う土地取得	大規模な開発に伴う、当該土地の取得予定者は、その土地の所在する市町長を経由し、知事の事前協議が必要 ・大規模宅地開発のため2ha以上 ・大規模レクリエーション施設などの開発のため10ha以上	県 土木管理課 電話：0776-20-0469
	宅地造成などの開発行為	宅地造成などの開発行為をするときは、知事等の許可が必要 ・市街化区域内 1,000 m ² 以上 ・市街化調整区域内では全て ・それ以外の都市計画区域内および永平寺準都市計画区域内 3,000 m ² 以上 ・都市計画区域外では 10,000 m ² 以上の開発行為について	福井市については全て福井市役所 福井市以外については下記のとおり (10,000 m ² 未満) 敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市については各市役所 上記以外の市町については各県土木事務所 (10,000 m ² 以上) 県 都市計画課 電話：0776-20-0498

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
土砂採取	土採取	土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域での土の採取についての相談、申請	各 県土木事務所 県 砂防防災課 電話：0776-20-0494
	砂利採取	砂利採取を行う場合の相談、申請	各 県土木事務所 県 河川課 電話：0776-20-0480
	岩石採取計画	岩石採取を行う場合の相談、申請	県 地域産業・技術振興課 電話：0776-20-0370
	採石業者、砂利採取業者の登録	採石業または砂利採取業を行う場合の相談、申請	
海岸	海岸保全区域・一般公共海岸区域	海岸での、土地の占用、施設または工作物の設置、土石の採取、土地の掘削などの相談・申請など	各 県土木事務所・県港湾事務所 (農地海岸の場合：各農林総合事務所、嶺南振興局林業水産部、農村整備部、二州農林部)
	漁港区域	漁港区域内での土地の占用、工作物の設置、土砂の採取、漁港施設を利用する場合の許可申請など	(嶺北の県管理漁港) 県 越前漁港事務所 電話：0778-34-1791 (嶺南の県管理漁港) 嶺南振興局 林業水産部 水産漁港課 電話：0770-56-5903 (市町管理漁港) 各市町役場 農林水産担当課 ・ 市町 HP へのリンク 県 水産課 電話：0776-20-0440
河川	河川区域・河川保全区域	河川を管理・保全する区域での、流水の占用、土地の占用、工作物の設置、土石の採取、土地の掘削などの相談・申請など	各 県土木事務所 県 河川課 電話：0776-20-0480
港湾	港湾区域	港湾区域で工事を行ったり、港湾施設などを利用する場合の相談・申請など	各 県港湾事務所 県 小浜土木事務所 県 港湾空港課 電話：0776-20-0488

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
道路	道路の種類とその管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省管理道路(県内では国道8号、27号、161号) ・県管理道路(上記以外の国道、県道) ・市町管理道路(市町道) 	<p>(国管理分) 国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所 電話: 0776-35-2661、2662</p> <p>(県管理分) 各 県土木事務所 県 道路保全課 電話: 0776-20-0477</p> <p>(市町管理分) 各市町役場 道路担当課 ・市町 HP へのリンク</p>
	道路敷地の占用	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の敷地(車道・歩道・法敷・上空を含む。)の占用の許可申請 ・道路の法面を埋め立てたり、歩道に乗り入れ部分を設ける場合の道路工事施工の承認申請 	各 県土木事務所 県 道路保全課 電話: 0776-20-0477
	道路敷地の使用	道路を使用する場合の許可申請(マラソン、祭礼、露店などのほか横断幕を掲げる場合など)	道路を使用する場所を管轄する 警察署 警察本部交通規制課 電話: 0776-22-2880(代)
	福井駅西口地下駐車場	福井駅西口地下駐車場の利用料金等の紹介	福井駅西口地下駐車場管理事務所 電話: 0776-30-5511 県 道路保全課 電話: 0776-20-0477